



2026年2月16日

各 位

会社名 株式会社マルク
(コード番号 7056 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 北野 順哉
問合せ先 取締役管理部長 片山 正人
T E L 089-989-1009
U R L <https://www.maruc-group.jp/>

臨時株主総会の開催及び付議事項の決定並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は2026年1月27日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及びTOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ」のとおり、2026年2月13日を基準日と定め、臨時株主総会を開催する旨のお知らせをいたしましたが、本日開催の取締役会において、臨時株主総会の開催日時及び付議議案を下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会開催日時及び開催場所

- (1) 開催日時：2026年3月12日（木）午前9時30分
- (2) 開催場所：愛媛県松山市吉藤三丁目4番6号
当社本社会議室

2. 本臨時株主総会付議議案

- 第1号議案 上場廃止申請の件
第2号議案 定款一部変更の件

3. 付議議案の概要

- (1) 第1号議案 上場廃止申請の件

詳細につきましては、2026年1月27日付「臨時株主総会招集のための基準日設定及びTOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ」を参照ください。

なお、上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本臨時株主総会にて上場廃止の件を付議いたします。

(2) 第2号議案 定款一部変更の件

新規事業を行うにあたり、目的に「有料職業紹介事業」の追加、第1号議案「上場廃止申請の件」の承認可決を条件に、2026年4月14日を効力発生として、株式譲渡制限の設定、また、2026年5月1日を効力発生として株主名簿管理人の規程を削除するものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 4. <条文省略> <新 設> <u>5.</u> 前各号に附帯関連する一切の事業	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 4. <現行どおり> <u>5. 有料職業紹介事業</u> <u>6.</u> 前各号に附帯関連する一切の事業
第3条～第6条 <条文省略>	第3条～第6条 <現行どおり>
<u>(自己の株式の取得)</u>	<削 除>
<u>第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	

<p><新 設></p> <p><u>(株式の譲渡制限)</u></p> <p><u>第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>	<p><新 設></p> <p><u>(相続人等に対する売渡しの請求)</u></p> <p><u>第 8 条 当会社は、当会社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第<u>8</u>条～第<u>9</u>条 <条文省略></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって、定める。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>第<u>9</u>条～第<u>10</u>条 <現行どおり></p> <p><削 除></p>
<p>第 11 条～第 14 条 <条文省略></p>	<p>第 11 条～第 14 条 <現行どおり></p>

<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の 内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全 部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主 に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>第16条～第38条 <条文省略></u></p> <p style="text-align: center;"><u><新 設></u></p>	<p><u>第15条～第37条 <現行どおり></u></p> <p style="text-align: right;"><u>(附則) 本定款の変更は、2026年3月12日開催予定の臨時株主総会に付議される「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2026年4月14日に効力を生じる。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2026年5月1日に効力を生じる。なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。</u></p>

以上